



給与確定交渉 最終回答

- ・ 子に係る扶養手当が来年度以降順次引上げ！
- ・ 教員特殊業務手当の一部が日額引上げ改定！
- ・ 臨採の年休繰り越しが可能に！
- ・ 管理職の学校事務に関する研修を充実！
- ・ 長期休業中の「学校閉庁日」設定を推進！

県教連は、11月10日（金）、17日（金）の2度、県教委と給与確定交渉を行いました。しかし、納得のいく回答が得られず妥結に至りませんでしたので、11月21日（火）23時過ぎから県教委担当者と折衝を行いました。給与改定関係について、県教委が示した内容は基本的には今年度の提示に沿ったものでしたが、その他の部分について、これまで県教連が粘り強く求めてきた内容も盛り込まれました。

1 給与改定関係

- (1) 月例給、期末・勉手当について：改定なし
- (2) 扶養手当について：改定あり（平成30年4月1日より段階的に実施）
 - 子に係る扶養手当引上げ・・・現行 7,100円 → **改定後10,000円(平成31年度)**
 - 配偶者に係る扶養手当引下げ・・・現行13,000円 → 改定後 6,500円(平成31年度)
- (3) 通勤手当について：改定あり（平成30年4月1日より実施）
 - 交通機関等利用者の全額支給の限度額の引上げ・・・現行55,000円 → **改定後70,000円**
 - 自動車等を使用する場合
 - ・ 片道の距離区分の上限引上げ：現行78km → 改訂後98km
 - ・ 自動車等使用者の手当月額改定：90km未満減額、90km以上増額
 - ・ 高速道路の利用の認定要件については継続交渉
- (4) 教員特殊業務手当について：改定あり（平成30年1月1日より実施）
 - 修学旅行等引率指導業務の日額引上げ・・・現行4,250円 → **改定後5,100円**
 - 対外運動競技等引率指導業務の日額引上げ・・・現行4,250円 → **改定後5,100円**
 - 部活動指導業務の日額引上げ・・・現行3,000円 → **改定後3,600円**

2 その他

- (1) **臨時的任用教職員の年次有給休暇に取扱いについて**
 - ・ 任期満了後、引き続き県教委に任用される場合、年次有給休暇の残日数を次年度の日数に追加付与する。
- (2) **小・中学校の管理職に対する学校事務に関する研修の充実について**
 - ・ 県主催の新任教頭研修会等や市町で行われる校長会、教頭会等において、小・中学校の事務職員の職務内容や学校事務の基本について研修する機会を設ける。
- (3) 婦人検診の充実について
 - ・ 共済組合事業の婦人検診（乳がん検診、子宮がん検診）の受診定員を50人程度拡大する。
- (4) 学校における教職員の働き方改革について
 - ・ 会議・調査、施策等の見直しについて市町教委とも連携を図りながら取組を進める。
 - ・ 「休養日の確保」などの部活動啓発リーフレットを学校関係者及び学校関係団体等に幅広く配付するなど、周知徹底を図る。
 - ・ 長期休業中の「学校閉庁日」の設定など時間外業務の縮減に向けた取組を市町教委にも推進するよう働きかける。
 - ・ 市町立学校に係る県教委の学校訪問や研修のあり方について検討する。
 - ・ 管理職や中堅教職員を対象とした、働き方改革の推進に向けた研修の実施を検討する。
 - ・ 県立学校事務に係る就学支援金等の事務処理について効率化を図る（マニュアル作成等）とともに、事務職員対象の研修の充実を図る。

これまで県教連が交渉し続けてきた内容が取り入れられ改善された部分もあり、0時07分に島村委員長が本年度の給与確定交渉の収束を宣言しました。